

# 第191回宮城県都市計画審議会

## 報告資料

- 石巻広域都市計画区域マスタープランの見直しについて・・・・・・・・・・ 1
- 人口の現状及び将来の見通しの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 産業の現状及び将来の見通しの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 石巻広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（案）概要版・・・・・・・・ 11

平成30年10月

宮城県都市計画課

# ○ 石巻広域都市計画区域マスタープランの見直しについて

- 東日本大震災後、全12都市計画区域で都市計画区域マスタープランの見直し開始
- 宮城県を取り巻く情勢の変化  
人口減少・超高齢社会の進展①、復旧・復興事業の進捗と防災・減災意識の高まり②、仙台都市圏への人口集中と地方中心市街地の空洞化③
- 見直しの方針
  - ・ 災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくり
  - ・ 人口減少、超高齢社会においても持続可能でコンパクトなまちづくり
  - ・ 「富県宮城」の実現に資する活力まちづくり
  - ・ 歴史資源や豊かな自然環境の保全とこれらと調和したまちづくり

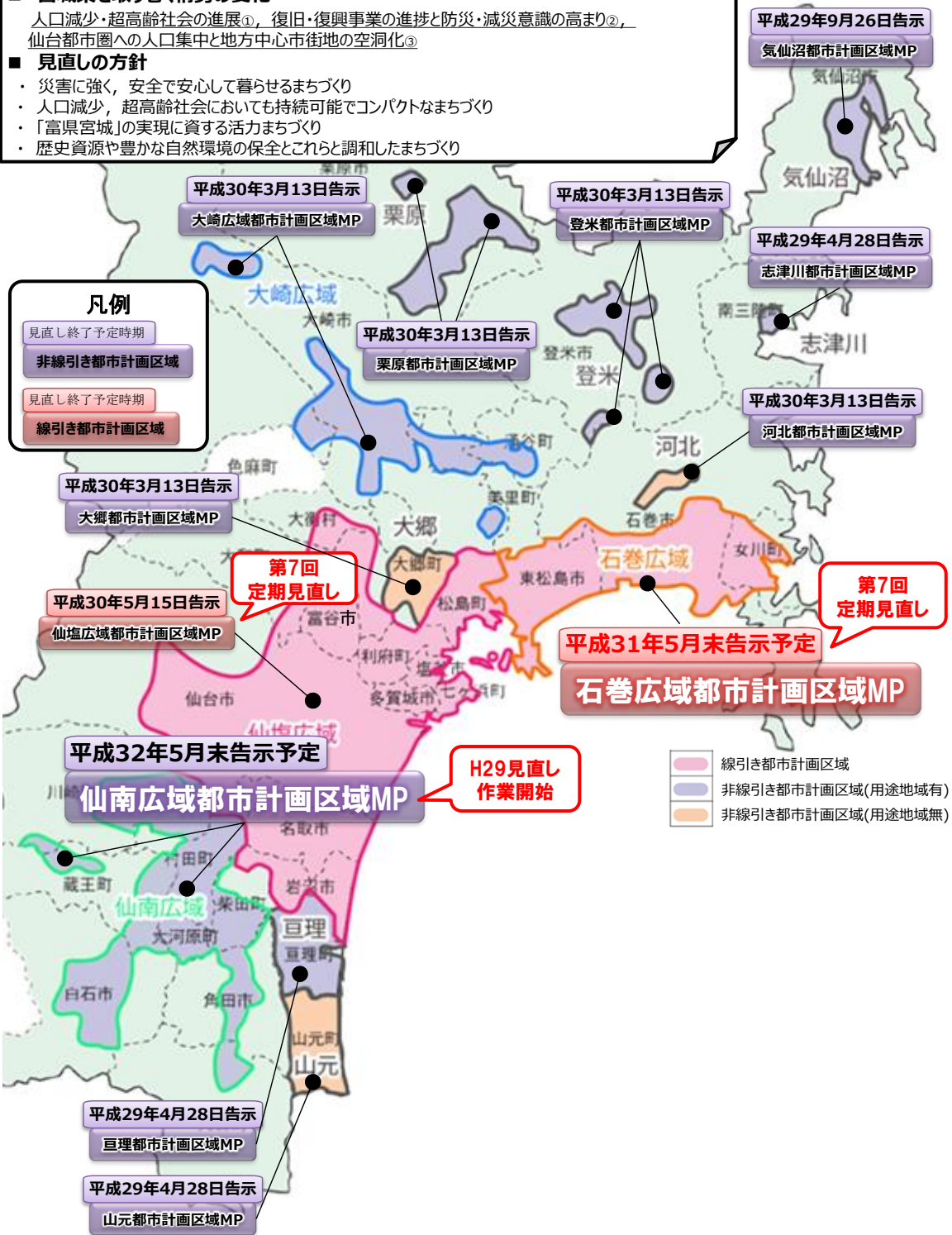


図1 都市計画区域とマスタープラン見直しについて



## ■ 見直しの目的

- ① 現行の都市計画区域マスタープランは、震災前の平成 22 年国勢調査を基に平成 28 年に策定
- ② 「宮城の将来ビジョン」(平成 29 年 3 月改訂)に掲げる「富県宮城」及び「コンパクトで機能的なまちづくり」等の実現
- ③ 「宮城県震災復興計画」(平成 23 年)に掲げる「災害に強いまちづくり」等の実現

## ■ 見直しの方針

- ① 震災からの復興の推進及び災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくり
- ② 人口減少・超高齢社会に対応した集約市街地の形成及び公共交通ネットワークの充実
- ③ 「富県宮城」の実現に資する力強い産業の再生と創出
- ④ 優れた自然・歴史的資源の保全と、これらを生かした観光・交流機能の強化

## ■ 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の標準的な構成は下の図2に示される。（都市計画法第6条の2）

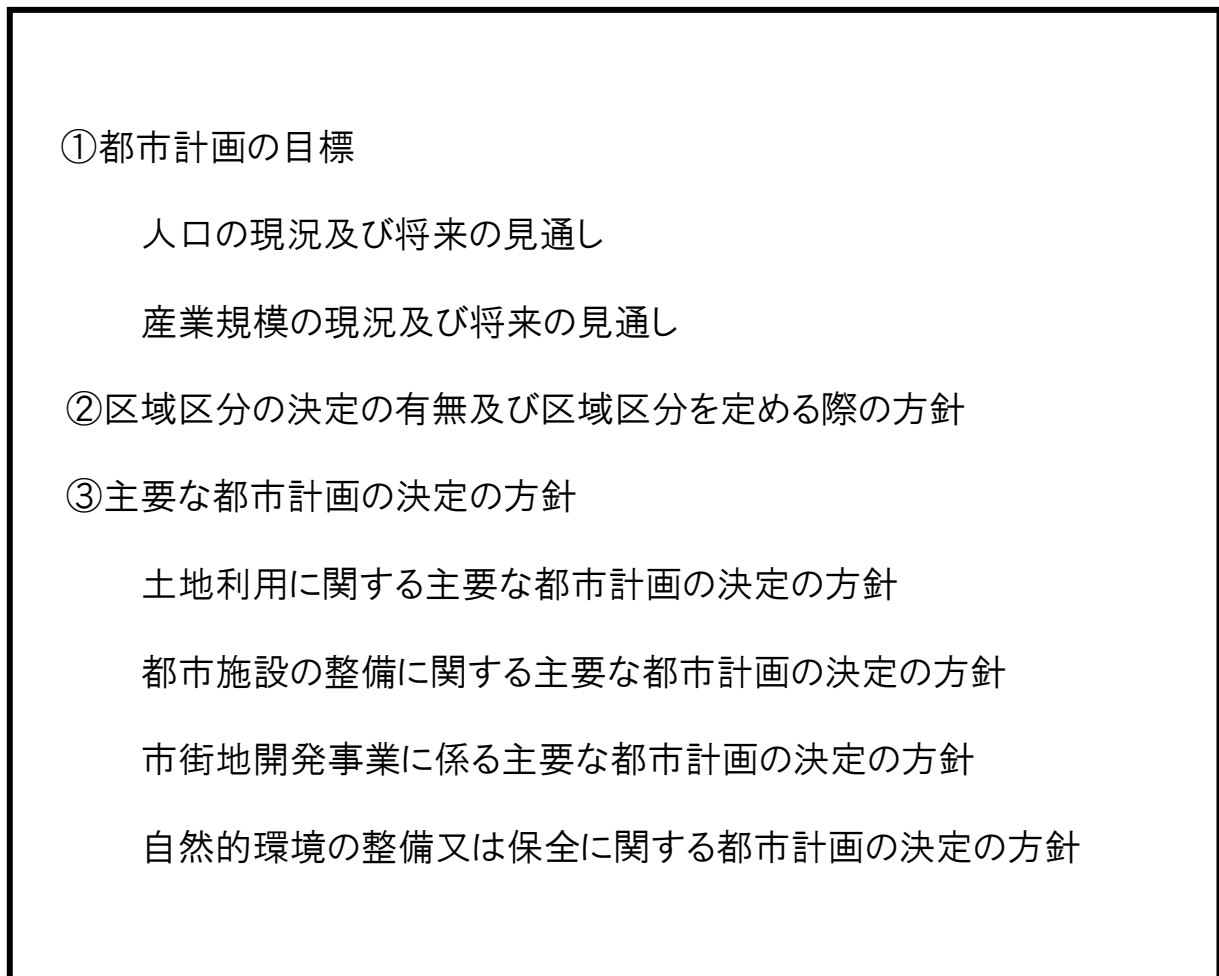
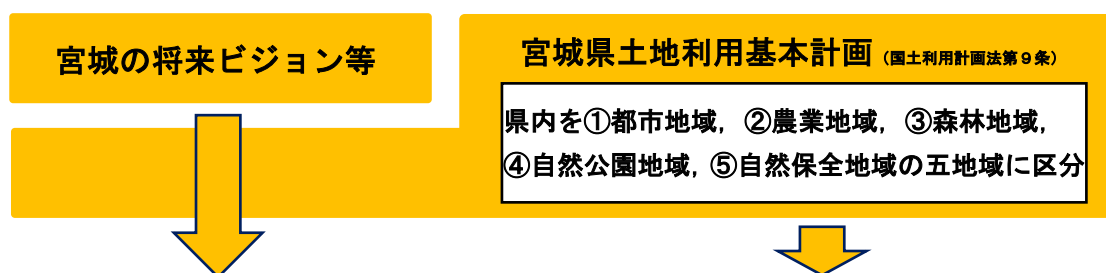


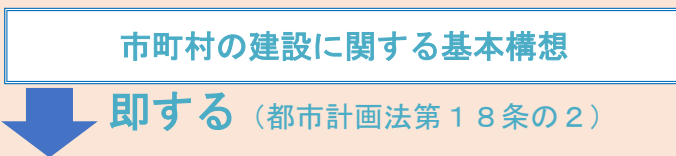
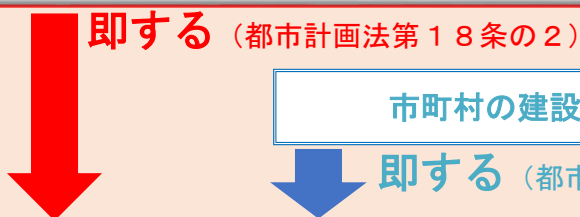
図2 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の標準構成

■ 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）と市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）の関係について



**都市計画区域の整備，開発及び保全の方針**  
 (都市計画区域マスタープラン) (都市計画法第6条の2)

当該都市の発展の動向，当該都市計画区域における人口，産業の現状及び将来の見通し等を勘案して，中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの



**市町村の都市計画に関する基本的な方針**  
 (市町村都市計画マスタープラン) (都市計画法第18条の2)

住民に最も近い立場にある市町村が，その創意工夫の下に住民の意見を反映し，まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し，地区別のあるべき「まち」の姿をきめ細かくかつ総合的に定め，市町村自ら定める都市計画の方針として定めるもの

**立地適正化計画** (都市再生特別措置法第81条)

都市全体の構造を見直し，コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成するため，都市機能を誘導する区域を設定するとともに，これらを誘導するための施策等が記載される



**個々の都市計画決定**

区域区分，用途地域，地区計画，都市施設，市街地開発事業など



**都市計画事業**

## ○ 人口の現状及び将来の見通しの考え方

### ■ 推計の考え方

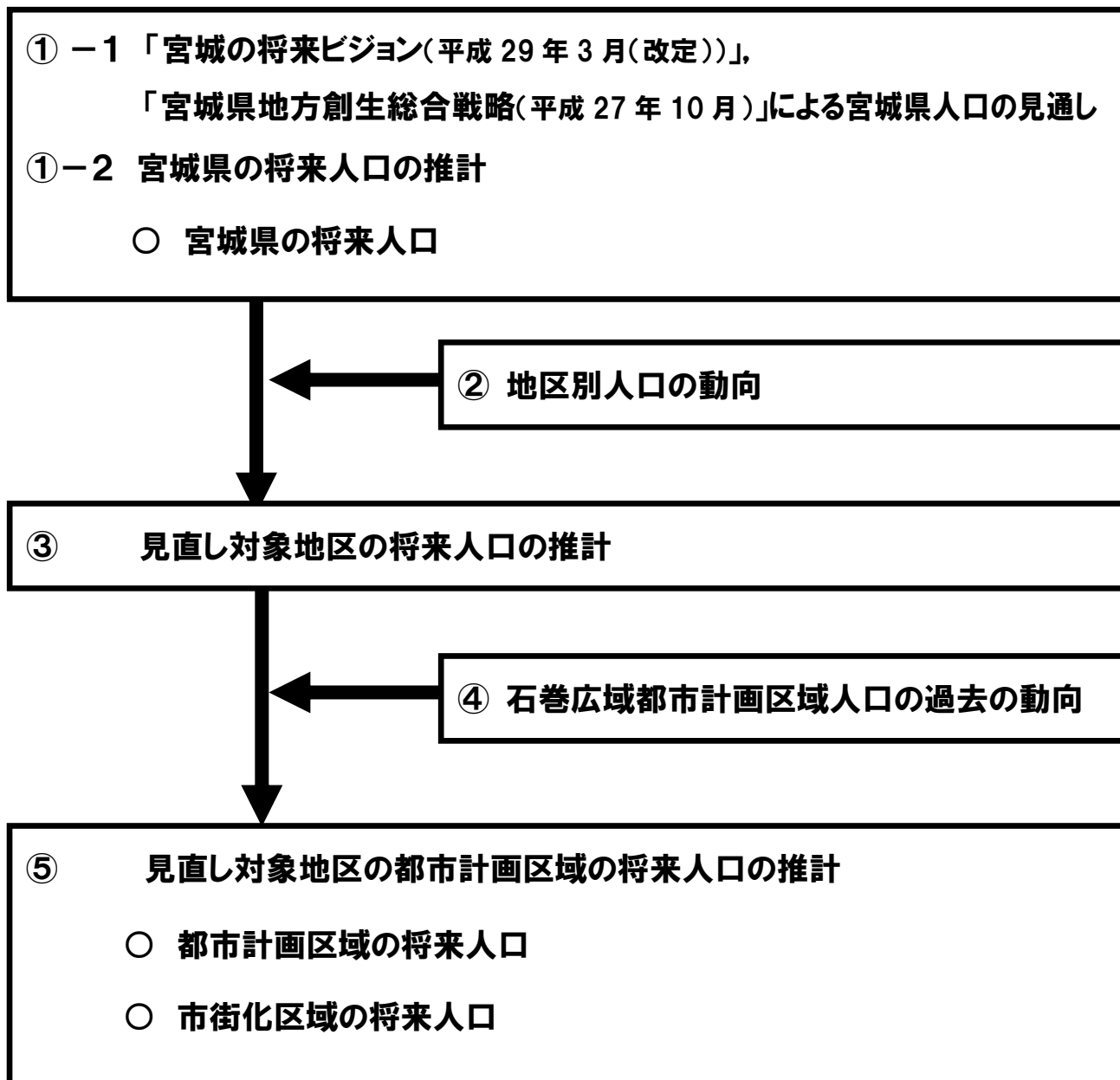


図3 人口フレーム推計の考え方

■ 石巻広域都市計画区域の将来人口の推計

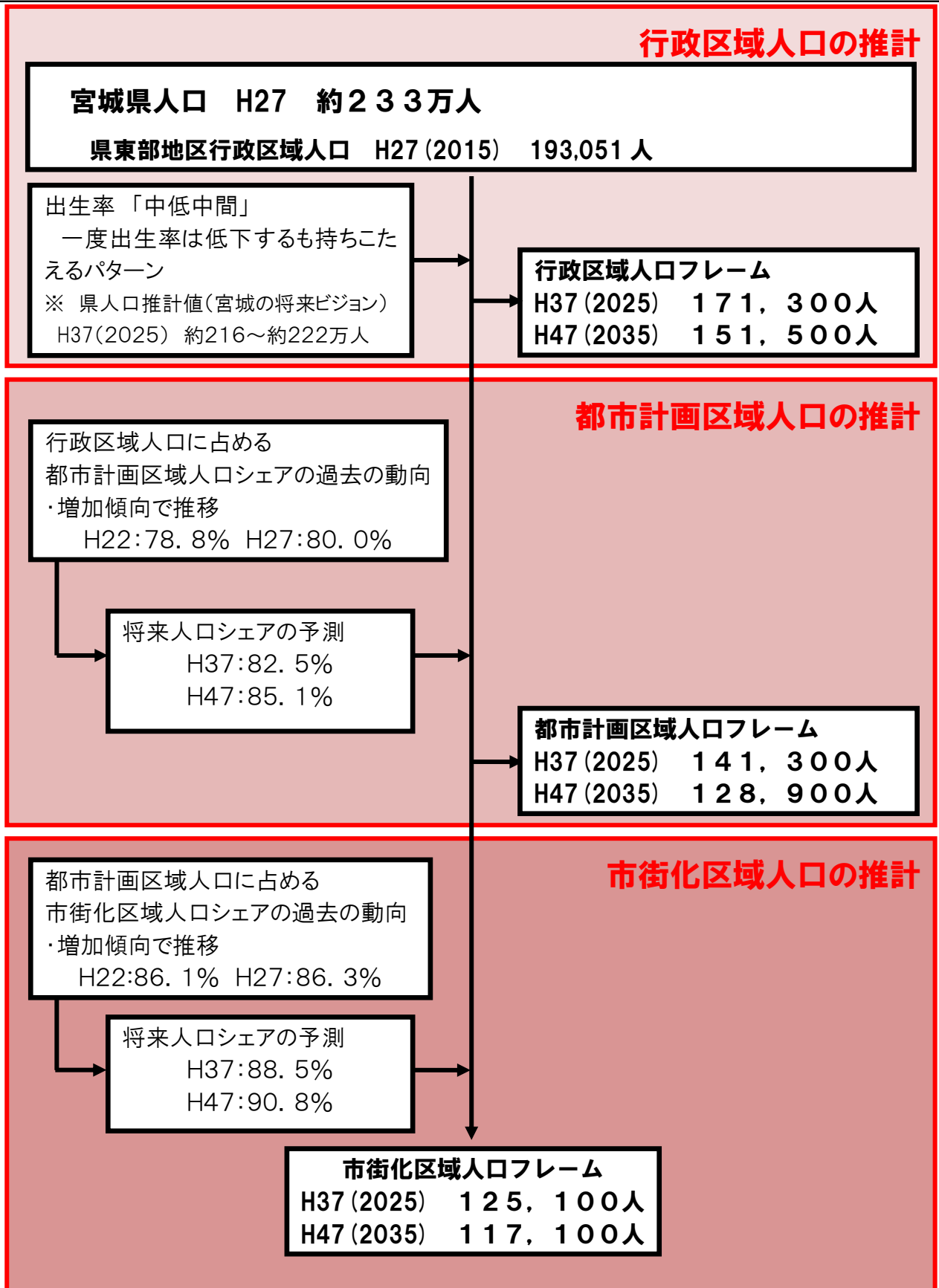


図4 見直し対象地区の将来人口の推計



## ○ 産業の現状及び将来の見通しの考え方

### ■ 推計の考え方

#### ① 工業製造品出荷額等

「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(再生期:平成 26 年度～平成 29 年度)」における将来目標値を基本に推計

(算定式)

推計値 = 県東部地区の工業製造品出荷額等の実績

× 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(再生期)」  
における年平均増加率

#### ② 年間商品販売額

各地区の実績値の趨勢を基に震災からの復興時期(平成24年～平成26年)の伸びをふまえて推計

(算定式)

推計値 = 県東部地区の年間商品販売額の実績

× 震災からの復興時期の伸び

図5 産業フレーム推計の考え方

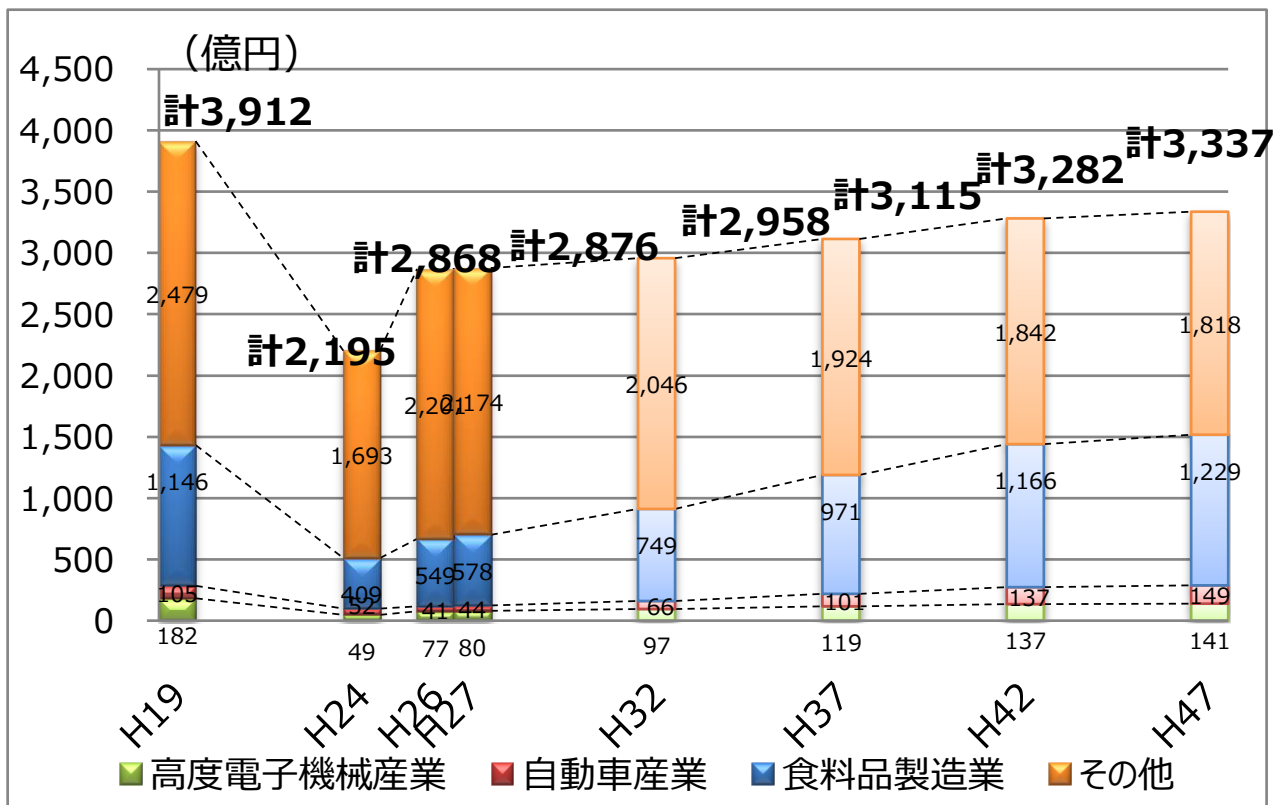
## ① 工業製造品出荷額等の推計

上位計画との整合を図るため「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(再生期)」における年平均増加率を用いて推計を行った。

### 【県東部地区】

#### ○工業製造品出荷額等(合計)

平成37年には3,115億円、平成47年には3,337億円への増加が見込まれる



資料: 工業統計調査, 製造業部門別投入物価指数(デフレーター: 平成28年価格)を用いて推計

図6 県東部地区の工業製造品出荷額等の現況及び推計値

## ② 年間商品販売額の推計

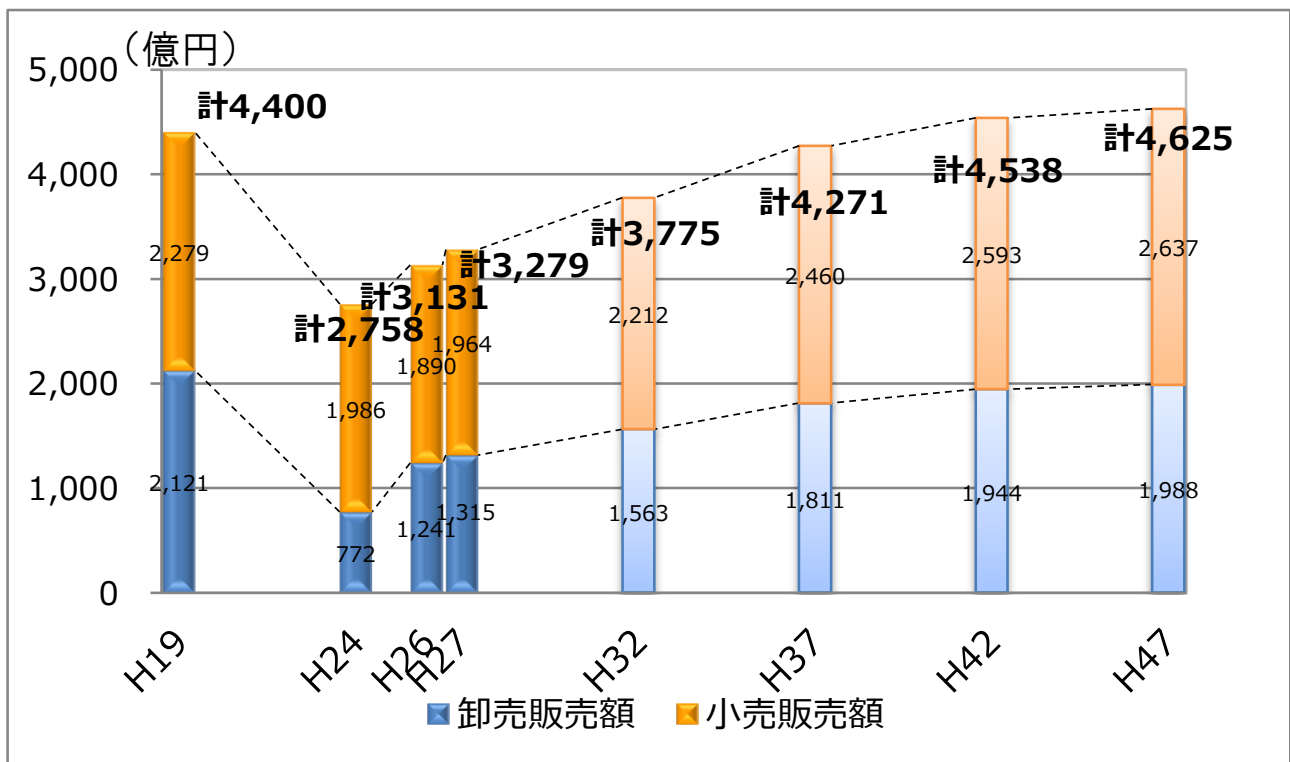
卸売販売額と小売販売額それぞれについて、過去の趨勢を基に震災からの復興時期の伸びを踏まえ、将来値を推計した。

### 【県東部地区】

#### ○年間商品販売額

震災以降回復傾向にあり、平成 24 年から平成 27 年の増加額は 521 億円となっている（図 7 参照）

平成 37 年で 4,271 億円、平成 47 年で 4,625 億円と推計される



資料：各年商業統計調査，経済センサス，国内企業物価指数，消費者物価指数（東北地方）（デフレーター：平成 28 年価格）を用いて推計

図 7 県東部地区の年間商品販売額の現況及び推計値

石巻広域都市計画区域の範囲及び規模

※下線部は前回マスタープランからの変更箇所

① 目標年次（本文p.3）

- 都市づくりの基本理念，主要な都市計画の決定の方針については，平成47年を想定
- 区域区分については，平成37年を想定

② 都市計画区域の範囲及び規模（本文p.3,p.12～p.13）

●都市計画区域の範囲及び規模

都市計画区域名称	市町名	範囲	規模(ha)	備考 (行政区域(ha))
石巻広域 都市計画区域	石巻市	行政区域の一部	13,004	55,578
	東松島市	行政区域の全域	10,186	10,186
	女川町	行政区域の一部	3,851	6,580
合計			27,041	72,344

資料：平成25年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院），平成28年都市計画現況調査

●おおむねの人口

項目	基準年	平成37年	平成47年
都市計画区域内人口	154千人	おおむね141千人	おおむね129千人
市街化区域内人口	133千人	おおむね125千人	-

注：基準年値は平成27年値（平成27年国勢調査）

●おおむねの産業規模

項目	基準年	平成37年	
生産規模	工業製造品出荷額等	2,876億円	3,115億円
	年間商品販売額	3,279億円	4,271億円

注1：工業製造品出荷額等の基準年値は，行政区域の平成28年値（工業統計調査）

注2：年間商品販売額の基準年値は，行政区域の平成28年卸売販売額及び小売販売額の合計値（商業統計調査，経済センサス）

都市づくりの基本理念（本文p.4）

- 1) 安全・安心が維持される復興まちづくり
- 2) 地域経済を支え本区域の発展を牽引する産業の再生
- 3) 豊かさを実感できる持続可能な拠点ネットワーク型集約市街地の形成
- 4) 自然，歴史的資源を活かした観光機能の強化

都市づくりの基本方針（本文p.5）

- 1) 震災からの復興と災害に強い市街地形成の推進
- 2) 水産業等の復興及び高度技術産業等の集積による活力ある産業拠点の形成
- 3) 居住地や都市機能の集約による中心拠点等の形成とそれと連携した公共交通ネットワークの維持・充実
- 4) 特別名勝松島等の優れた自然，歴史的資源を活かした観光機能の強化

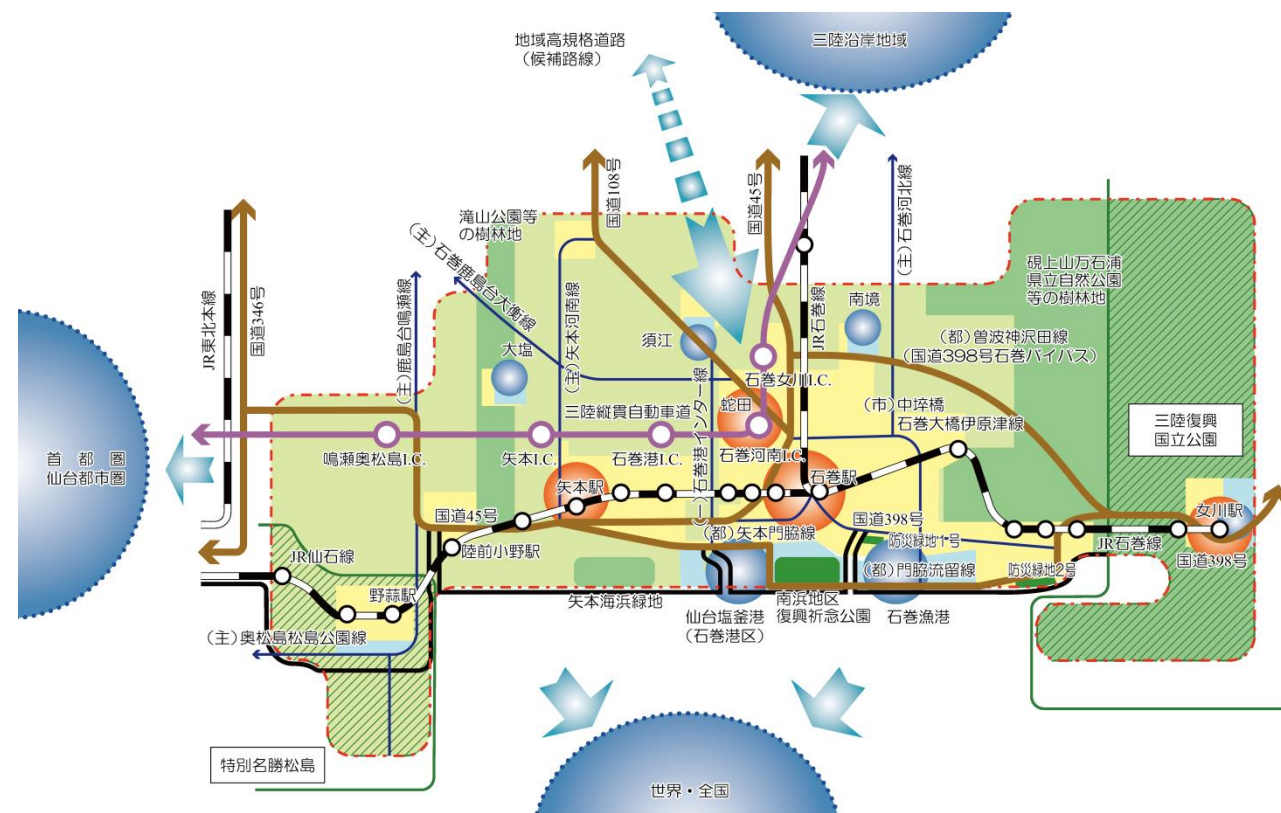
社会的課題への都市計画としての対応（本文p.9～p.11）

- 1) 都市防災機能の強化
- 2) 持続可能な市街地の形成
- 3) 中心市街地の活性化
- 4) 良好な自然や歴史・文化の保全，形成
- 5) 観光・交流の拡大に向けた都市基盤の充実

都市の将来構造（本文p.6～p.8）

将来像

災害に強く，活力・交流が生まれる拠点ネットワーク型集約都市構造の形成



凡 例					
---	都市計画区域	—	海岸堤防・河川堤防	●	魅力ある中心拠点の形成
—	三陸縦貫自動車道	■	復興祈念公園・防災緑地	●	活力ある産業拠点の形成
○	インターチェンジ	■	緑地	■	コンパクトな住宅地の形成
—	主要幹線道路	■	自然地・農地	■	国際観光機能等の強化
—	幹線道路（抜粋）	■	産業用地等	■	特別名勝松島等
○	鉄道・駅				

区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針（本文p.12）

① 区域区分の決定に関わる石巻広域都市計画区域の状況

- 1) 昭和45年から区域区分を指定していること
- 2) 市街地の計画的な誘導と農地，自然地等の保全が一体的に図られていること
- 3) 県内第二位の都市機能及び人口集積を有し，多様な都市活動が展開されていること
- 4) 各種計画に基づく整備や広域的なネットワークの進展に伴う産業振興により，適正な土地利用の誘導と効率的な公共施設の整備が必要
- 5) 農業振興を図りつつ，自然環境を維持保全するとともに，優れた自然環境等の積極的な活用が必要

② 区域区分の決定の有無

石巻広域都市計画区域では，上記の状況を踏まえ，無秩序な市街化を防止し，計画的な市街化を図るため，今後とも引き続き区域区分を定める

# 石巻広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（案）【概要版】

## 主要な都市計画の決定の方針

### ●土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針（本文p.14～p.29）

#### ① 主要用途の配置の方針

本区域では，各地区の状況にあわせて安全な住宅地や産業地の充実等を図るとともに，駅周辺等の交通結節点において居住地と都市機能を集約させた中心拠点，その他鉄道駅の周辺等にコンパクトな住宅地を誘導し，これらと連携した道路機能の確保や公共交通ネットワークの維持・充実を行い，各拠点が連携した『拠点ネットワーク型集約市街地』の形成を図っていく

また，特別名勝松島や三陸復興国立公園に代表される恵まれた自然や文化財等の歴史文化資源を活かし，観光地としての機能を充実していく

#### ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

住宅地は，石巻駅周辺の高度利用促進住宅地において中層集合住宅等の整備による高密度利用を図る  
また，一般住宅地においては現在中層化の進んでいる地区を除き，低層，低密な利用を図るものとする

#### ③ 市街地における住宅建設の方針

子供や高齢者でも出歩きやすく，健康で快適な生活が確保でき，若年層にも魅力的なまちづくりとなるよう，真に豊かな住まいづくりを創造していく

- ・東日本大震災の被災者が安全で安心な住まいと暮らしを取り戻せるよう，住まいの復興の早期達成に努める
- ・住民が愛着を持ち，ずっと住みたいと感じられる区域を実現するため，持続可能な住まい・まちづくりに努める

#### ④ 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

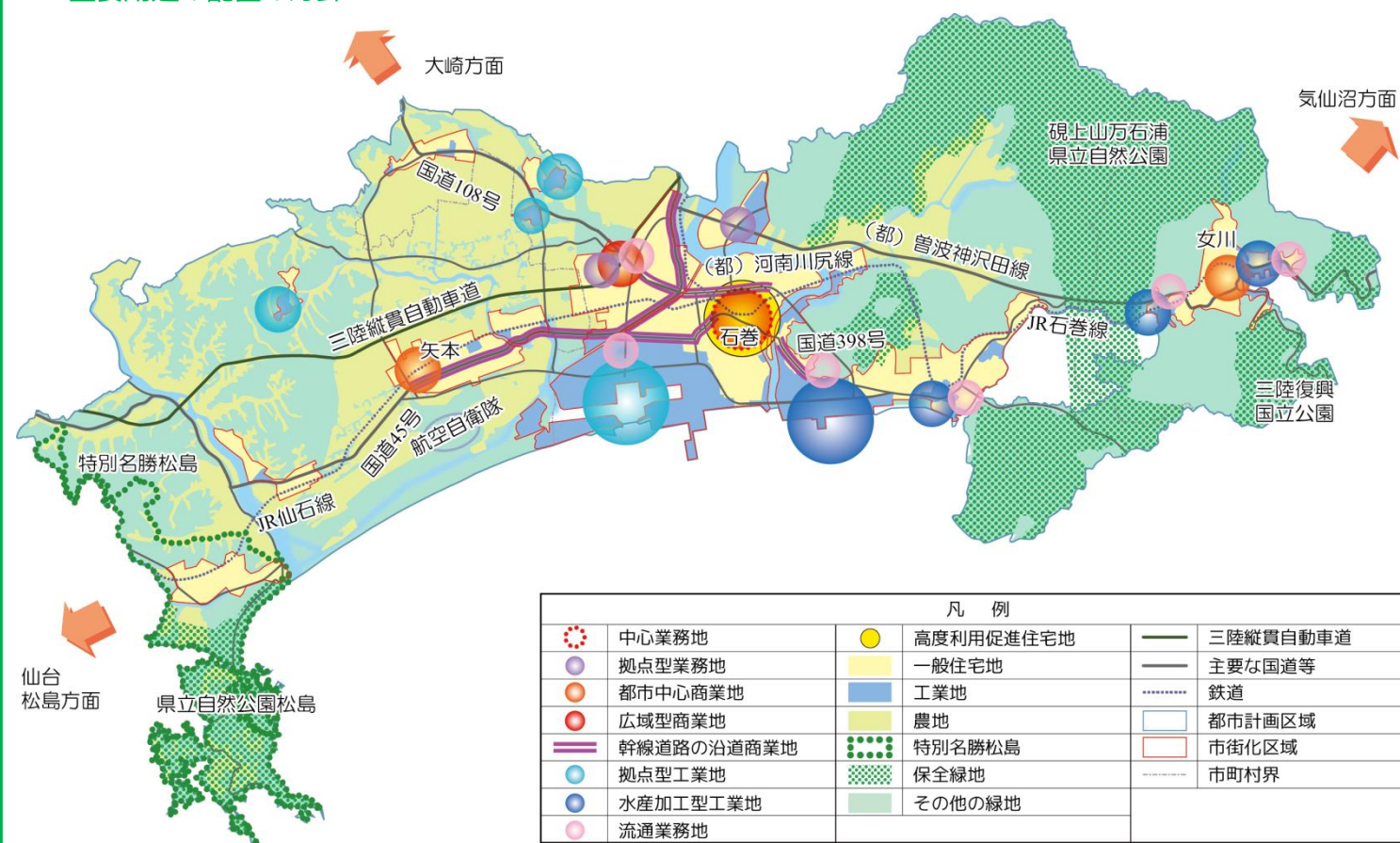
土地の高度利用，用途転換，用途純化又は用途の複合化，居住環境の改善又は維持，公害の防止又は環境改善，被災市街地の土地利用及び空き家・空き地に関する方針を定める

#### ⑤ その他の土地利用の方針

農地については，農業生産を確保する重要な土地であるとともに，美しい田園景観を構成しており，今後とも農業施策と調整を図りつつ，その活用と保全を図っていく

集落環境の改善，向上を図る必要がある地区については，地区計画制度を活用し，田園環境や自然環境と調和した居住環境の向上と活力の維持を図っていく

### ■ 主要用途の配置の方針



### ●都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針（本文p.30～p.39）

#### ① 交通体系の整備方針

災害に強い都市構造への転換を図るため，防災機能を有した道路整備を図る  
人口減少・超高齢社会の進展に対応する集約市街地とそれと連携した身近な公共交通ネットワークの維持・拡充，交通結節点の機能強化を図る  
他都市圏との人的・物的交流を活発化させる広域的な道路ネットワークの整備を推進するとともに，公共交通による交流・観光利用を促進する

#### ② 下水道整備の基本方針

市街化の動向と十分に整合を図り，効率・効果的な施設整備を推進する  
老朽化施設の更新及び施設の耐震化等を推進する

#### ③ 河川・海岸整備の基本方針

被災施設の復旧と津波対策，自然災害対策のための上下流一体となった総合的な施設整備を推進する  
市街地内を環流する中小河川については，流域の河川整備計画や下水道整備計画と整合を図りながら，防災調整池の設置など，市街地整備と連携した治水対策事業等を推進する

水質や豊かな水辺環境の保全を図っていく  
河川改修は，河川の有する治水機能を阻害しない範囲で，公園・緑地機能や環境機能を十分に発揮するよう，親水性等に配慮した河川整備を推進する  
賑わいのある魅力的な都市圏の創出に向け，河川空間を活かした「かわまちづくり」を検討する

### ●市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針（本文p.40～p.41）

#### ① 主要な市街地開発事業の都市計画の決定の方針

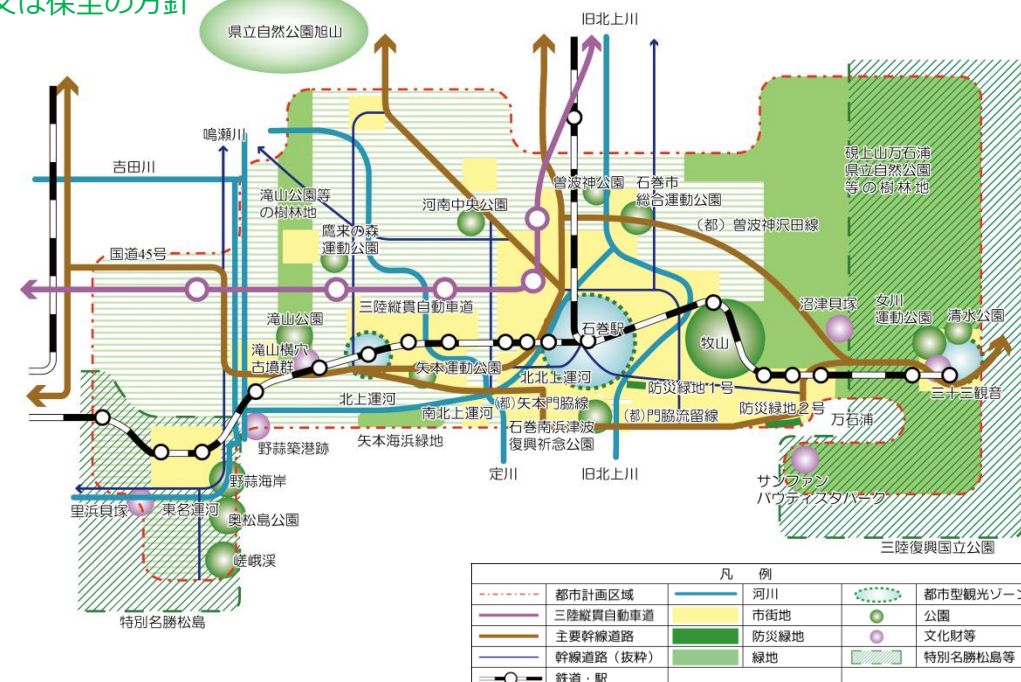
周辺の優れた自然環境との調和や都市防災面等に配慮しながら，既成市街地の高度利用，遊休土地の有効利用や整備済・整備中の住宅地へ誘導する  
居住地や都市機能が集積し公共交通の結節点としてアクセス性の高い地区に対して面的整備や地区計画等の導入を検討しながら，良好な市街地を形成する

### ●自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針（本文p.42～p.47）

#### ① 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

優れた自然環境，歴史的風土及び郷土景観を構成する緑地を優先して保全する  
公園，緑地の保全・整備により良好な都市環境の保全や都市景観の形成を図る  
津波被害を低減させる防災緑地の整備及び維持管理により，安全・安心が確保されるまちづくりを進める

#### ■ 自然的環境の整備又は保全の方針



### ●防災に関する主要な都市計画の決定の方針（本文p.48～p.49）

#### ① 防災に関する都市計画の決定の方針

東日本大震災を踏まえ，災害による被害を低減し早期復興を図れるよう，防御施設や避難路の整備，内陸移転や高台移転等による居住地の安全確保等を行うことにより，災害に強い安全な都市構造への転換を図る。  
また，地震・津波に対する被害の実情と教訓の伝承及び近年多発する豪雨や土砂災害等の自然災害に対する迅速な警報発令や避難誘導等のソフト対策の充実を図りつつ，災害履歴，各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。

